

平成24年度

# 公益通報者保護法説明会

主催：消費者庁

## 公益通報者保護法とは？

国民生活の安心・安全を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。

こうした企業不祥事による国民への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。

「公益通報者保護法」は、労働者が公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。



## 公益通報者保護法説明会の開催について

消費者庁では、公益通報をした労働者が保護されるための要件や通報を受けた事業者・行政機関がとるべき対応など、公益通報者保護法に関する理解を深めていただくことを目的として、東京都、高知県、北海道の全国3カ所で説明会を開催致します。是非ご参加ください。

## 開催日程

高知県	北海道	東京都
平成25年2月1日(金)	平成25年2月5日(火)	平成25年2月8日(金)
会場：高知県立県民文化ホール 13:00～15:00(定員100名程度)	会場：札幌市教育文化会館 13:00～15:00(定員100名程度)	会場：三田共用会議所 13:00～15:00(定員250名程度)

※参加費無料 ※各会場とも定員になり次第募集締切

## 説明会内容(予定)

### 1. 消費者庁からの説明

公益通報者保護法の概要についての消費者庁職員からの説明

### 2. 実務家による講演

弁護士・民間企業コンプライアンス担当者など公益通報に携わる実務家による講演

### 《 説明会の内容等に関するお問合せ 》

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1  
山王パークタワー 5階  
消費者庁 消費者制度課(公益通報者保護係)  
TEL: 03-3507-9167

### 《 お申込みに関するお問合せ 》

〒650-0034 神戸市中央区京町 83番地 KDC 神戸ビル 6階  
公益通報者保護法説明会運営事務局(業務委託先：株式会社ルート)  
TEL: 078-393-5123 E-mail: koueki@root-2002.com  
FAX: 078-393-5124

参加を希望される場合には、各開催日の5日前までに、下記申込みフォームからお申込みください。  
お申込みはインターネットから <http://koueki.root-2002.com/apply/>